

経

営

情

報

2018.5.29

NO.413

平成30年度税制改正のポイント

本号では平成30年度税制改正の概要を、中小企業経営に関連する項目を中心に紹介します。

主な改正項目

1. 【拡充・創設】 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置
2. 【創設】 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設
3. 【拡充・延長】 中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制の拡充）
4. 【創設】 省エネ再エネ高度化促進投資税制
5. 【延長】 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

1. 【拡充・創設】 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置

中小企業においては、65歳以上の経営者が全体の約4割を占めており、今後数年で多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎えると想定されますが、半数近くの企業でその準備が進んでいません。

こうしたなか、事業承継を強力に後押しし、円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、事業承継税制が抜本的に拡充されました。また、M&Aを通じた事業承継についても、新たに支援策が創設されました。

改正概要

(1) 贈与・相続

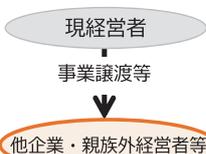


事業承継税制の抜本的拡充

今後5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者が対象
平成30年1月1日以後の贈与・相続が対象

- ① 後継者が売却・廃業を行った際、その時点での株価を基に納税額を計算し、減免可能
- ② 対象株式数の上限を撤廃（2/3→3/3）、納税猶予割合を80%から100%に拡大
- ③ 近年の人手不足の状況に鑑み、雇用平均8割を満たせなかった場合でも猶予継続を可能に
- ④ 複数の株主から複数の後継者への事業承継についても対象者を拡大

(2) 売却・M&A



M&Aを通じた事業承継への支援策を新設

中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加。経営力向上計画の認定を受けた事業者に対して、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減

(1) 事業承継税制の抜本的拡充（贈与・相続）

10年間の時限措置として事業承継税制の特例制度が創設されました。具体的には、**対象株式数の上限（発行済議決権株式数の2/3まで）が撤廃**されて完全議決権株式の全てが納税猶予の対象になるとともに、**相続税の納税猶予割合が80%から100%に拡大**されることにより、事業承継時の税負担がゼロになる（例外として、外国に子会社がある等の一定の場合には税負担がゼロになりません）など、税制適用の入口要件が緩和されました。

また、中小企業者等が事業承継税制の利用を躊躇する要因となっていた**雇用確保要件（承継後5年間平均8割維持）が実質的に撤廃**され、当該要件が満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能となりました。

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度

- 納税猶予の対象となる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、**一人の先代経営者から一人の後継者**へ贈与・相続される場合のみ。

改正案

- 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む**複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税**されるため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、**5年間で平均8割以上**の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

改正案

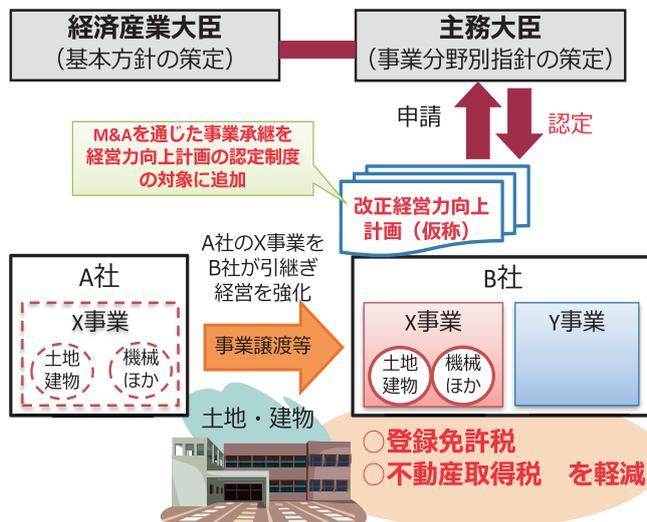
- **売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

(2) M&Aを通じた事業承継支援策

中小企業等経営強化法の改正を前提に、「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業者等が、当該計画に基づき行うM&A（合併・会社分割・売買等）により不動産を取得した場合、所有権移転登記の**登録免許税が軽減**されるとともに、当該不動産の**不動産取得税が1/6相当減額**されます。

改正概要 【適用期限：平成31年度末まで】

【中小企業等経営強化法】



<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%※	1.6%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1 平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

※3 事務所や宿舍等の一定の不動産を除く

2. 【創設】 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設

市町村が策定した「導入促進基本計画」に基づき、「先端設備導入計画」[※]の認定を受けた中小事業者等が一定の設備を取得した場合には、つぎのような支援措置を受けることができます。

※「先端設備等導入計画」とは、今国会に提出されている「生産性向上特別措置法案」に基づき、中小事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画のこと。

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

【生産性向上特別措置法案】

対象者 ※1	中小事業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致）を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村※2
対象設備 ※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※3）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 セロ～1/2（※4）に軽減

※1 市町村によって異なる場合あり ※2 市町村内で地域指定がある場合あり
※3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く ※4 市町村の条例で定める割合

3. 【拡充・延長】 中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制の拡充）

この制度は、青色申告法人が、一定の要件を満たした場合に、税額控除できるというもので、今年度改正ではその基準年度が廃止されるとともに、継続雇用者の範囲が「当期と前期の各月全てに在籍している者」に変更されました。また、税額控除額についても前年度からの増加額（従来は基準年度からの増加額）に一定割合を乗じることで算出することにより、制度全体がシンプルになって、幅広い企業の活用が推進されています。

現行制度

適用の要件

【要件①】 給与等支給総額が対基準年度（平成24年度）比で3%以上増加

【要件②】 給与等支給総額が前年度以上

【要件③】 平均給与等支給額が前年度を上回る

税額控除

給与等支給総額の対基準年度増加額の10～22%の税額控除

※法人税額の20%が上限

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

適用の要件

【要件①】 給与等支給総額が前年度以上
※**基準年度との比較要件は撤廃**

【要件②】 平均給与等支給額が前年度比で**1.5%以上**増加
※なお、**計算方法を簡素化**

税額控除

【通常】 給与等支給総額の対前年度増加額の**15%の税額控除**

【上乗せ】 一定の要件(※)を満たす場合は**25%の税額控除**

※法人税額の20%が上限

<※上乗せ要件>
要件②の増加率が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと

- 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
- 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること

4. 【創設】省エネ再エネ高度化促進投資税制

2030年度のエネルギーミックス実現に向けて、省エネ投資促進によるエネルギー消費効率の改善と再生可能エネルギーのさらなる導入拡大を進めるため、省エネ法の規制対象事業者等（需要側）と再生可能エネルギー発電事業者（供給側）に対して、それぞれ税制措置が講じられることになりました。

改正概要 【適用期限：平成31年度末まで（2年間）】

- ◆ エネルギーミックスの実現に向け、エネルギーの需要側・供給側それぞれにおける取組が不可欠。
- ◆ 需要側では、製造業等において、**エネルギー消費効率の改善が近年足踏み**。供給側でも、固定価格買取制度により再エネの導入量は拡大してきているが、**国際的に見ても高コスト構造**であり、**先進的な保守・管理手法の導入の遅れ**が課題として顕在化。
- ◆ そこで、需要側において、**省エネ法と連動した大規模な省エネ投資や複数事業者が連携する高度な省エネ投資**、供給側においては、更なる再エネ導入拡大のために重要となる**固定価格買取制度からの自立化や長期的・安定的な発電に向けた先進的な再エネ設備の導入**に対し、税制措置を講じる。
- ◆ 本措置により、需要側におけるエネルギー消費効率の改善と供給側の再エネ導入拡大を進め、**エネルギー利用の最適化・自給率向上を一体的に促進**。



具体的には、需要側が高度省エネルギー増進設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、**30%特別償却**（中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用）が可能となります。また、供給側が先進的な再エネ設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、**20%特別償却**が可能となります。なお、再生可能エネルギーのうち水力、バイオマス、地熱等が対象となり、太陽光、風力、原子力は対象外となります。

5. 【延長】中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

この制度は、従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度で、その適用期限が2年延長されます。

改正概要 【平成31年度末まで変更なく延長】

	取得価額	償却方法	
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入（即時償却）	合計300万円まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却（注）	
	10万円未満	全額損金算入（即時償却）	本則

（注）20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

（資料）中小企業庁「平成30年度 中小企業・小規模事業者関係 税制改正について」
経済産業省「平成30年度 経済産業関係 税制改正について」

（公認会計士・税理士 有田 賢臣）

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。
発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 顧客支援室 ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>